

— 用語解説 —

【財政健全化法とは】

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成19年度の決算から財政の健全性を判断する4指標（健全化判断比率）と公営企業の経営状況を明らかにする指標（資金不足比率）の算定と公表が義務付けられました。
また、平成20年度決算からは、国の定める基準以上の団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を作成し、早期に財政状況の改善に取り組むこととなりました。

◎早期健全化基準とは

基準以上の団体は、一般的にイエローカードを受けた団体といわれています。

これに該当すると、「財政健全化計画」を作成して、それを議会に提出し、議決を経て、速やかにその内容を公表しなければなりません。また、その計画の実施状況を毎年度議会に報告を行い、公表することとなります。

◎財政再生基準とは

基準以上の団体は、一般的にレッドカードを受けた団体といわれています。

これに該当すると、「財政再生計画」を作成して、それを議会に提出し、議決を経て、速やかにその内容を公表しなければなりません。また、その計画の実施状況を毎年度議会に報告を行い、公表することとなります。

なお、この計画については、総務大臣の同意を得ないと、災害復旧事業等を除いた地方債の起債ができなくなります。

※実質赤字比率

福祉、教育、環境、防災等を行う一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す指標

年度（4月から翌年3月まで）の歳出は、その年度の歳入の範囲内で補われることが原則で、歳入が歳出に対して不足する場合は赤字が出ます。この赤字が解消できないと、その赤字を翌年度に繰り越すこととなります。

翌年度においても赤字が発生すると、その赤字が累積することとなります。

この赤字の程度を示すため、赤字額を市税や地方交付税等の歳入の規模（標準的な行政サービスを提供するために必要な一般財源の規模、「標準財政規模」という。）と比較した指標が「実質赤字比率」です。

もし、この赤字が発生した場合には、赤字が累積する前に、歳出の削減や歳入の確保に努めなければなりません。

※連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化したもの

市には行政サービスの中心的な役割を担う一般会計以外に、料金収入等を財源として事業を実施している公営企業会計などの複数の会計があります。

会計が分かれているものの、市全体で状況を把握することは当然に必要であり、仮に一般会計が黒字であっても、他の会計に赤字が多くあれば、全体的な財政状況は良いものとはいえません。

そこで、市全体の会計の収支を合算し、実質赤字比率と同様に比較した指標が「連結実質赤字比率」です。

料金収入等を財源としている独立採算会計の赤字は、その事業の経営努力と料金収入で解消することが原則となります。

※実質公債費比率

一般会計等の借金返済、他の会計への繰出金のうち償還金に充てたものなどを指標化、資金繰りの危険度を示す指標

年度を超えた長期の借入金を地方債といい、この元利金の支払いを公債費といいます。

地方債は、大規模な事業（道路や学校など）を実施する場合、整備された施設は将来の世代に渡り利用されることから、公平な負担の点で後年度に負担を平準化する年度間調整機能を有しています。

地方債は、後年度に元利金を支払わなければならない、また公営企業等の会計の公債費に対して一般会計等から繰り出す経費、土地改良事業の際に借り入れした資金に対し援助を約束した補助金などもあり、これらは毎年度支払いをしなければならない経費となります。

一般会計等の公債費に公債費に準じた経費を加算、実質的な公債費を算出し、標準財政規模と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

公債費が増大すると、その額は複数年続くこととなり、短期間での削減が大変困難になります。

※将来負担比率

市が将来支払っていく可能性のある負担を現時点で指標化、市の財政を圧迫する可能性を示す指標

市が将来支払っていく経費には、一般会計や企業会計などの地方債、土地改良事業の際に借り入れた資金に対し援助を約束した補助金のほか、近隣の市町村と合同処理している業務のために借り入れた地方債に対し、市が負担しなければならない経費などがあります。

また、公社や第三セクター等の経営に対し負債が生じた場合に市が補償することを約束しているもの、市職員が全員退職した場合に支払われる退職金についても加算し、算出します。算出した額から、将来の負担額に充てることができる基金などを控除し、標準財政規模と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。

この比率が高い場合、負担額を実際に支払わなければならないので、今後の財政運営を圧迫する要因が多いといえます。

※資金不足比率

公営企業の資金不足を、その規模となる料金収入と比較して指標化、経営状態を示す指標

公営企業の資金不足を、その規模となる料金収入に対する比率で表したものが「資金不足比率」となります。この比率が高い場合、料金収入で経営が補えなえず、公営企業としての経営に問題があるといえます。

しかし、公営企業の基盤となる設備を整備している間は、料金収入が発生していない場合があり、将来の料金収入で資金不足を解消することになるため、指標の算出にあたっては、差し引きすることができます。

公営企業としての経営に問題が生じるような資金不足となった場合には、料金の見直しやコストの圧縮、削減を図る必要があります。